

自動制御機器定期保守点検業務仕様書

1 業務の概要

香川県中讃保健福祉事務所自動制御機器について、保守点検を行うものとする。

2 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

3 遵守事項

本委託に係る法令等及び労働関係法令については、これを遵守する。

4 保守内容

(1)EV基本サービス

①セントラル（中央管制装置savic-netEV model10）

専門技術員が一貫して保守点検作業を計画・実施し、システムの維持管理を行うこと。

システムの機能を最適な状態に各制御ソフトウェアプログラムの設定確認を行うこと。

また、遠隔にてデータファイルセーブ、システム動作状況の確認を行い、システム異常の早期発見を行うこと。

システムトラブルなど緊急時の要請に速やかに対応すること。

さらに、寿命部品のうちシステム本体の冷却ファン、メモリ用バックアップバッテリー交換は本契約に含むものとする（CVCF用バッテリー・セキュリティ用の電源装置バックアップバッテリー・MCU本体冷却ファンは除く。）。

・遠隔点検

ユニット	保守項目	点検周期
1. M C U	(1) データファイルのバックアップ作成 (2) エラー情報の確認 (3) ハードディスクの空容量の確認	6か月 1か月 1か月
2. U I C (設備統合 コントローラ)	(1) データファイルのバックアップ作成 (2) 自己診断プログラムによるハードウェア、通信状態の確認	1か月
3. リモートユニット	(1) データファイルのバックアップ作成 (2) エラー情報の確認	1か月

・オンサイト点検

ユニット	保守項目	点検周期
1. M C U	(1) 自動シャットダウン機能の確認 (2) 各部のクリーンアップ (3) 自己診断プログラムによるハードウェア診断 (4) ハードディスクドライブ/フロッピーディスクドライブの機能確認 (5) フロッピーディスクドライブのヘッドクリーニング インジケータ表示確認 (6) ケーブル、コネクタ類の装着状態確認 (7) 冷却ファンの動作確認 (8) ハードウェア構成の確認	1年

2. M C U 分電ユニット (PDU)	(1) 受電電圧の測定 (2) 電源、接地端子等の締付確認 (3) 各部のクリーンアップ (4) サージアブソーバの交換 (5) 受電インジケータの確認 (6) ケーブル、コネクタ類の装着状態確認	1 年 1 年 1 年 2 年 1 年 1 年
3. M C U 外部入出力 ユニット (IOU)	(1) 電源電圧、リップルの測定、調整 (2) 各部のクリーンアップ (3) 各端子の締付確認 (4) ケーブル、コネクタ類の装着状態確認	1 年
4. 無停電電源装置 (UPS)	(1) バックアップ動作の確認 (2) 電源断検出機能の確認 (3) UPS出力電圧測定 (4) UPS外観点検	1 年
5. システム機能	(1) 基本機能の確認 (2) 外部入出力ユニット (IOU) の移報、ブザー停止機能の確認	1 年
6. LCD /タッチパネル	(1) タッチパネル動作確認 (2) 設定要素の確認 ①色ズレ、色ムラの確認 ②フォーカス確認 ③コントラスト、画面サイズ、表示位置の確認、調整 (3) 外観のクリーンアップ	1 年

②ローカル制御（熱源廻り制御、空調機制御）

年1回オンサイト点検を専属の専門技術員が一貫して計画・実施し、常に信頼性の高い状態でシステムの維持管理を行うこと。

遠隔による、リモートユニットのデータファイルセーブ、エラー履歴の保存・確認を行い、異常の早期発見を行うこと。

システムトラブルなど緊急時の要請に速やかに対応すること。

また、一品あたり10,000円未満（販売基準価格）の交換部品（消耗品を除く。）は、本契約に含むものとする。

・オンサイト点検

機 種	保 守 項 目	点検周期
1. コントローラ	(1) 外観目視点検 (2) インジケータの確認 (3) 配線端子、取付状態の緩み確認及び増締め (4) クリーンアップ (5) メモリバックアップバッテリーの外観点検及び交換年月の確認	1 年
2. 操作器 (バルブ、ダンパ)	(1) 外観目視点検（汚れ・損傷・漏れ等） (2) 配線端子、取付状態の緩み確認及び増締め (3) クリーンアップ	
3. センサ* (検出器・ 発信器)	(1) 設置環境及び、取付位置・状態の確認 (2) 配線端子の緩み点検及び増締め (3) クリーンアップ (4) 標準試験器による実測値との誤差点検及び校正	

(2) 簡易サービス

① ローカル制御（ファンコイル制御）

システムトラブルなど緊急時の要請に速やかに対応すること。

(3) 巡回保守サービス

① ローカル制御（冷却塔制御、ファン発停制御、水槽制御、4計測）

年1回のオンサイト点検時に専門技術員が巡回して実施し、安定した制御状態の維持を行うこと。

5 特記事項

(1) 作業時間

総合点検整備作業は、原則として中讃保健福祉事務所の就業時間内に実施するものとする。

(2) 交換機器及び部品

本契約に基づく作業に伴い、交換の必要を生じた部品または機器の代金は別途とするがその交換作業費は、保守料金に含むものとする。

(3) 遠隔点検装置

遠隔点検に必要な機器等の費用は受託者の負担とする。

6 除外作業

(1) 工業用調節弁のパッキング交換作業

(2) 空調用調節弁の通常時間帯(9:00-17:00)以外のパッキング交換作業

(3) ダンパー本体の点検

(4) 弁本体の取りはずし、取り付け工事、並びにそれに伴う配管、保温工事

(5) 計装用電気配管、配線、および計装用空気配管等の変更工事、並びに新規工事

(6) 機器の仕様変更に伴う計装用配管、配線工事

(7) 冷凍機本体およびボイラー本体に直接付属している制御機器

(8) 工業用計器の工場持ち込み修理